

# 令和6年度トキ絵本制作業務委託仕様書

## 第1 業務の目的

子ども達への環境教育を通して、トキや環境保全への理解を促し県内全域で放鳥へ向けた気運の醸成を図るため、トキの絵本を制作し県内保育所・小学校等へ配布するもの。

## 第2 委託業務の名称

令和6年度トキ絵本制作業務

## 第3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

## 第4 業務の内容

### 1 絵本の制作

未就学児から小学校3年生までを主要な読者として制作し、県内保育所・小学校等に配布し活用するものであり、トキについて子どもたちが親しみやすく、魅力のある絵本とすること。

### (1) 業務概要

①制作に係る企画・立案等

②絵本の執筆・編集・デザイン業務等に関すること

- ・ ページ構成の作成
- ・ ラフ案の作成
- ・ レイアウト
- ・ 絵の作成
- ・ 版下データの作成
- ・ 校正、修正 等

③絵本の印刷製本、発送に関すること

※そのほか、絵本作成に通常必要な業務、打ち合わせ等を含む。

### (2) 基本仕様

①冊数 4,500部

②寸法 A4サイズ(縦)

③ページ構成

- ・ 表紙
- ・ 扉(タイトルページ) (1ページ)
- ・ 本編(20ページ以上)
- ・ 巻末資料等(3ページ以上)

- ・裏表紙

※上記のほか、通常絵本に備わっているものも作成すること。

- ④用紙（以下と同程度以上のものとする）

表紙：コート紙、4/6判 110kg

合紙：色上質紙、A判最厚口

本文：マットコート紙、菊判 93.5kg

- ⑤色：オールカラー

- ⑥製本：角背溝付上製本（ハードカバー）、見返有、表紙グロス PP 貼

### （3）絵本の構成

- ①本編（20 ページ以上）

以下の内容を踏まえ、石川県でのトキの放鳥前・放鳥後のいずれの段階においても活用可能なストーリーとするとともに、イ）、カ）の内容について必ず絵本の内容に取り入れること。

#### 【トキの環境教育における主な内容】

ア）トキの歴史（開発・乱獲等により日本から絶滅）

イ）石川県とトキとのつながり（本州最後のトキ能里）

ウ）トキの生態（朱鷺色の羽、カエル・ドジョウ等を食べる など）

エ）トキの観察マナー（トキを驚かさない、遠くから見守る など）

オ）トキの野生復帰（日本（石川）の空にトキが戻る）

カ）トキとの共生（本県におけるトキとの共生に向けた環境づくり など）

- ②巻末資料等（3 ページ以上）

以下のとおりとすること。

- ・トキの生態等の紹介（2 ページ以上）

本編で紹介しきれないトキの主な生態やトキとの共生ルール等について絵・文字等を用いてわかりやすく紹介すること。

- ・奥付（1 ページ）

編集後記、クレジット等を記載。

#### 【参考資料】

以下について、絵本制作の参考とすること。

「トキの生態や観察マナー等を解説したデジタルコンテンツ」

<URL> <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/toki/toki-digitalcontents.html>

「トキ舞ういしかわアクションシート」

<URL> <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/toki/toki-action.html>

## 2 成果物

### (1) 絵本 (4,500 部)

①県内保育所・小学校等に県が指示する添書等を同梱のうえ発送すること。

発送先や発送先ごとの部数等詳細は別途指示する。(710カ所程度、約4,000部)

発送先	施設数	1施設あたり配布数
保育所・幼稚園	390程度	6冊程度
小学校	220程度	1～25冊程度(学校ごとに配布部数は異なる)
図書館	40程度	1冊程度
その他	60程度	1冊程度

②残部については県が指示する場所に納品すること。(1,2カ所程度、約500部)

なお、絵本が長期間の保管に耐えるよう、防虫・湿気・腐食・色焼け等への対策など必要な措置を講じること。梱包する箱数等詳細は別途指示する。

### (2) 電子データ (DVD-R等正副2部)

絵本のPDFデータ及び印刷版下として使用可能な形式のデータ。

※電子データは、DVD-R等に格納後、ウイルスチェックを実施し、安全を確認した上で納品すること。

## 第5 スケジュール

以下を、想定スケジュールとする。

なお、状況によって前後する場合がある。

・契約時期：9月初旬

・発送：令和7年1月以降(発送期間1ヵ月程度)

※12月中旬頃までに製本品を5部程度、自然環境課に納品すること。

## 第6 本制作物の利用及び著作権

### (1) 利用方法

受託者は、県が次の内容を当然に含み、これらに限定されないあらゆる方法で本制作物を自由に利用することを許諾する。

①本制作物のインターネットによる公開をすること

②本制作物を任意の媒体にコピーした上で、当該媒体を用いた上映や、当該媒体を贈与、貸与等すること

③本制作物を放送・有線放送すること

④本制作物について、任意の改変を行うこと

### (2) 自由利用の保証

受託者は、「県が本制作物を、前項の方法で自由に利用できること」を保証し、県の利用にあたっては、本業務の委託契約で定められた対価以外を一切県に対して請求しない。

### (3) 著作権

本制作物、その製作過程で生じた未編集素材の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を当然に含む。）及び著作隣接権（実演家の権利、レコード製作者の権利を当然に含み、これらに限定されない。）は、全て県に帰属する。

- ①受託者は、本制作物について、県及び県の指定した者に対して、著作者人格権及び実演家人格権を行使せず、かつ、本制作物の制作に関与した者（朗読者等の出演者を当然に含み、これに限定されない。）及び第三者をして、県及び県の指定した者に対して、著作者人格権及び実演家人格権を行使させない。
- ②本制作物について県に移転する著作権・著作隣接権の対価及び著作者人格権・実演家人格権の不行使等の対価は、本件の業務委託料に当然含まれるものとする。
- ③本業務の実施による成果物は、著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。  
また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、本県は責任を負わない。
- ④受託者は、本制作物が他人の著作権、著作隣接権及びその他の権利（著作者人格権、実演家人格権や肖像権等を当然に含み、これらに限定されない。）を侵害しないことを保証する。
- ⑤県は、本制作物について、自由に改変した上で、自由に利用することができる。

## 第 7 業務実施上の留意点

- ・ 成果物の権利は全て県に帰属すること。
- ・ 複数回、県と打ち合わせを行うこと。
- ・ 詳細等については、石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室と協議の上、決定することとし、企画提案内容をもって契約するとは限らないため留意すること。
- ・ 作業の実施に先立ち、スケジュール、ページ構成、ストーリー概要、業務管理体制等、県が指示する書類等について作成し、提出すること。
- ・ 乱丁・落丁のほか、絵本の制作・配布等にかかるトラブルについて受託者の責任により、速やかに対応すること。
- ・ 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に県の承認を得なければならない。なお、受託者は、本業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託者に対し、本仕様書等に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、県に対して再委託者のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

## 第 8 その他

- (1) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項その他疑義が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする。